

【1】子ども・子育て会議の設置趣旨等について

1. 子ども・子育て会議の設置趣旨

子ども・子育て支援法に位置づけられた本市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けては、市民の保育ニーズ等を踏まえながら、新制度である国の「子ども・子育て支援事業計画基本指針」に沿って、これまでの「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の各施策の検証を行います。

国の指針では「計画を定め、又は変更しようとするときは、審議会その他の合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）または、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること」と定められています。

本市においても、計画策定にあたって内容を審議し、様々な立場から有益なご意見をいただき、計画に反映していくことを目的に「子ども・子育て会議」を設置します。

2. 子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援法に基づき、本市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の全体像（概要）は次のとおりです。

子ども・子育て
支援の意義

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある

子育てに関する
理念と子ども・子
育て支援

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とした上で、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく

現行の次世代育成支援行動計画に基づき実施している、次世代育成支援対策に係る分析・評価

子ども・子育て支援法の理念及び
上記のことを踏まえて

市町村子ども・子育て支援事業計画
の作成(平成 26 年 9 月までに素案をとりまとめ)

【2】子ども・子育て新制度の概要

1. 子ども・子育て関連3法とは

(1) 子ども・子育て関連3法の趣旨

わが国，とりわけ本市においては，急速に少子高齢化が進行しており，晩婚化や晩産化，未婚化の進行などに加え，子育ての経済的負担感など，様々な要因が影響しています。

国においては，これまで「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づいた，様々な少子化対策を推進してきましたが，人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行，待機児童問題や地域の子育て力の低下などから，抜本的な制度改革が求められています。

こうしたことから，平成24年8月に公布した「子ども・子育て関連3法」に基づく，新たな制度「子ども・子育て新制度」により，幼児期の学校教育・保育，地域の子ども子育て支援を総合的に推進するとしています。

子ども・子育て関連3法

1. 子ども・子育て支援法

2. 認定こども園法の一部改正法

(就学前の子どもに関する教育，保育等の総包的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

3. 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総包的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て関連3法の施行により，平成27年4月から，わが国の子ども・子育て支援は，新制度へ移行することになります。

(2) 新制度のねらい

新制度は，すべての子どもに良質な育成環境を保障し，一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取り組みです。

①質の高い幼児期の学校教育，保育の「総合的な」提供

【課題】

親の働く状況の違いにかかわらず，質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれています。

【新制度】

- ◆質の高い幼児期の教育・保育の総包的な提供（認定こども園の普及）
 - ◆「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図る。
- 認定こども園の主なメリットは
- ・保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。
 - ・保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。
 - ・地域の子育て世帯のために「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。・・・など

<p>② 保育の「量的」拡大・確保</p> <p>都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在しています。 地方部では、一方で、子どもの減少による保育所の統廃合などで、遠くの施設の利用や利用を断念する実態もあります。</p>	
<p>【課題】</p>	<p>や利用を断念する実態もあります。</p>
<p>【新制度】</p>	<p>◆待機児童を解消するため、保育の受入れ人数を増やす（保育の量的拡大）。 →地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、小規模保育などの地域型保育（地域型保育給付の創設）により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進めます。</p> <p>◆子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する（保育の量的拡大）。 →子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保します。また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応します。</p>

<p>③ 「地域の」子ども・子育て支援の充実</p> <p>核家族化や高齢化，地域での人間関係の希薄化などにより，家庭や地域での子育て力が低下しています。</p>	
<p>【課題】</p>	<p>核家族化や高齢化，地域での人間関係の希薄化などにより，家庭や地域での子育て力が低下しています。</p>
<p>【新制度】</p>	<p>◆地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図ります。 →すべての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため，国が財政支援を強化します。 →例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て広場の設置数の増加 ・一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加 ・放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）・・・など

◆ 地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大） ◆



(出典：内閣府パンフレット)

新制度では、子ども・子育て支援に関して、市町村の権限と責任が大幅に強化されます。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村がそれぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど責任も強化されています。

2. サービスの種類

子ども子育て支援法のサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となり、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法の適用範囲内	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 公立認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付(市町村が認可)	8. 小規模保育	
		9. 家庭的保育	
		10. 居宅訪問型保育	
		11. 事業所内保育	
		12. 利用者支援(新規)	
		13. 地域子育て支援拠点事業	
		14. 妊婦健診	
		15. 乳児家庭全戸訪問事業	
		16. 養育支援訪問事業等	
		17. 子育て短期支援事業	
		18. ファミリーサポートセンター事業	
		19. 一時預かり	
		20. 延長保育事業	
21. 病後児保育事業			
22. 放課後児童健全育成事業			
子ども・子育て支援法の適用外	23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)		
	24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)		
	25. 私立認可保育所(委託費を支弁)		
	26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)		

※ゴシック太字の事業は、実施済

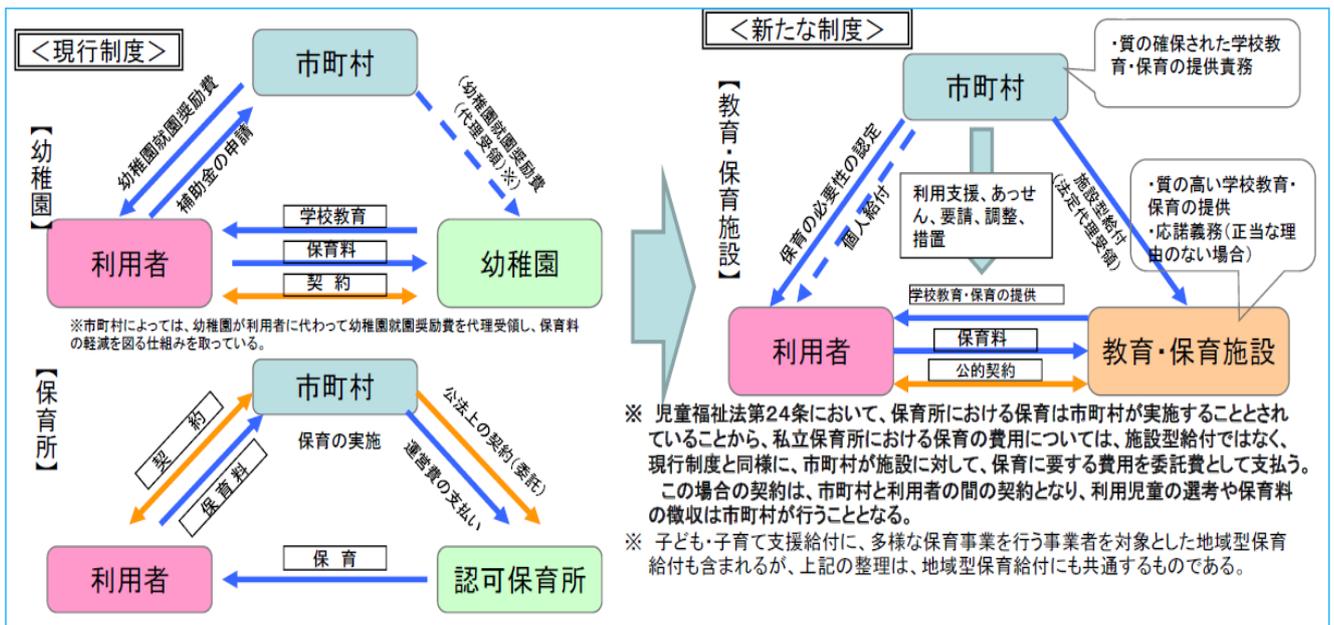
(1) 施設型給付とは

子ども・子育て支援法では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

公立幼稚園、公立認可保育所、認定こども園は、子ども子育て支援法の「特定教育・保育施設」に移行します。「施設型給付」は、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことで、保育料は、市町村が利用者の所得に応じて応能負担で定める「公定価格」になります。

私立幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、子ども・子育て支援法の「施設型給付」の利用かを法人が選択することになります。この場合、保育料設定は、従来制度の場合は「自由価格」で、「施設型給付」の場合は、「公定価格」となり、各園が受け取る公費に大きな差は出ないと考えられますが、利用者からみると、「自由価格」の場合は就園奨励費補助が後から支給され、「公定価格」の場合は所得に応じて最初から保育料が減免されるという違いがあります。

私立認可保育所は、子ども子育て支援法の適用外で、従来通り、児童福祉法に基づき、市町村と利用者が契約し、利用児童の選考や保育料の徴収も市町村が行います。



(2) 地域型保育給付とは

利用定員6人以上19人以下の①「小規模保育」、利用定員5人以下の②「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する③「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する④「事業所内保育」は、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、「施設型給付」と同様に、保育の必要度の認定を受けた子どもに保育を提供します。

従来の定員20人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育所を除き、地域型保育事業の対象外となります。私立の認可保育所は、新制度でも委託費による従来制度となりますが、定員20人以上の私立の認可外保育施設は、認可保育所に移行していくものと想定されます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業とは

4 ページの表に掲げた 12 番から 24 番までの事業が、地域子ども・子育て支援事業として子ども子育て支援法に位置づけられました。

このうち、「12. 利用者支援」は、「子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う」という新規事業です。同じく新規事業である「23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業」「24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とともに、今後、事業内容の詳細が検討されます。

それ以外の 13 番から 22 番の事業は既存事業で、本市でも、一部を除き「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に掲げ、推進してきた事業です。

「22. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、児童福祉法改正で、小学 6 年生までに対象年齢が拡大されたほか、市町村が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していくこととされました。

(4) 幼保連携型認定こども園の制度改正

「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われました。現行の制度は、幼稚園部分は学校教育法に、保育所部分は児童福祉法に、認定こども園部分は認定こども園法に規定され、複雑な仕組みとなっていますが、認可・指導監督や財政措置等が一本化されました。

なお、認可保育所や保育所型認定こども園は、株式会社等の参入も可能となっていますが、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとされています。

【参考】現行制度の概要の確認

1. 幼稚園と保育園の違い

幼稚園は3～5歳児を1日4時間預かる「学校」で、認可保育所は共働き等の理由により、家庭で保育できない0～5歳児を1日8時間預かる「福祉施設」です。「保育」は、「福祉」の側面があるため、児童福祉法により市町村に「保育義務」が課されており、厚生労働省の認可基準を満たす「認可保育所」が市町村や社会福祉法人により設置されてきましたが、多様なニーズを受けて「認可外保育施設」も発達しています。

2. 認定こども園とは

幼稚園と保育所の基本的な制度の違いは前述の通りですが、「幼稚園の幼児教育を保育所で受ける」「幼稚園で保育所のように長時間預かる」といった、いわゆる『幼保一元化』のニーズは以前からあり、独自施策によりそれを実現してきた市町村もありますが、国の制度としては、「認定こども園」が平成18年に創設されました。

「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を県知事が国の指針と県条例をもとに「認定」し、財政面などの特例措置が講ずるもので、全国に約900か所あります。

◆ 認定こども園のタイプ◆

名称	タイプ	全国の施設数 (H24年4月現在)
幼保連携型	幼稚園・保育所	486か所
幼稚園型	幼稚園＋保育所の機能	273か所
保育所型	幼稚園の機能＋保育所	122か所
地方裁量型（注）	幼稚園の機能＋保育所の機能	30か所

注：認可外保育施設を「子ども園」と認定するタイプ

◆ 参考資料／現行制度における幼稚園と保育所・認定こども園の比較 ◆

目的	幼稚園 幼児教育	認可保育所 保育	認可外保育施設 保育	認定こども園 幼児教育と保育
所管官庁	文部科学省所管	厚生労働省所管	厚生労働省所管	内閣府
根拠法	学校教育法	児童福祉法による認可	児童福祉法による届出	[幼稚園部分]学校教育法 [保育所部分]児童福祉法 [認定こども園部分] 認定こども園法
設置者	国、地方公共団体、学校法人等	地方公共団体、社会福祉法人等(平成12年に制度上、株式会社等の参入が認められたが、認可しない県が多い)	制限なし	幼稚園型は幼稚園の設置者 保育所型は認可保育所の設置者 幼保連携型は幼稚園の設置者と認可保育所の設置者
認可	市町村立の場合は県教育委員会、私立の場合は知事の認可が必要	市町村は届出により設置できる。 私立は知事の認可が必要	認可外保育施設指導監督基準による県の指導監督	県条例により知事が認定
職員の配置基準	1学級35人以下	0歳児 (3人/1人) 1・2歳児 (6人/1人) 3歳児 (20人/1人) 4・5歳児 (30人/1人)	0歳児 (3人/1人) 1・2歳児 (6人/1人) 3歳児 (20人/1人) 4・5歳児 (30人/1人)	0～2歳児は保育所と同様の配置が望ましい。3～5歳児は概ね子ども20～35人に1人
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	保育士または看護師の常設が望ましい。幼稚園教諭等も知事の判断により可	0～2歳児は保育士資格、3～5歳児は両資格併有が望ましい
入所、入園	設置者と保護者が契約	市町村と保護者との契約	設置者と保護者が契約	設置者と保護者が契約
利用料	設置者が設定	市町村が設定	設置者が設定	利用時間を踏まえ 設置者が決定
1日の保育教育の時間	4時間を標準 39週以上 長期休暇あり	原則8時間 年約300日 長期休暇なし	制限なし	4時間利用にも8時間利用にも対応
調理室	設置義務なし	設置義務あり (施設内調理義務)	設置義務あり	設置が望ましい
施設数	約 13,000	約 22,000	約 8,000	約 900

3. 放課後児童クラブ（学童保育）とは

放課後児童クラブとは、小学生の共働き世帯等の放課後や、長期休暇中の保育で、地域によって「放課後児童クラブ」や「学童保育」などと呼ばれています。本市では、「学童クラブ」として市内13箇所で開催しています。

当初は、有志ボランティアにより行われるものに行政が補助を行う形で発達してきましたが、平成9年に「放課後児童健全育成事業」として社会福祉法に規定され、全国に約2万か所あり平成19年の国のガイドラインでは、小学1～3年生を対象とし、4年生以上の児童も加えることができるかとされています。

類似するものに、対象児童を共働き家庭等に限定しない「放課後子ども教室」があり、全国約1万か所、平均して週3回程度開設されています。